

熊本県公報

号外 第 24 号
平成 19 年 6 月 25 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

条 例

- 政治倫理の確立のための熊本県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例……………(財 政 課) 1

本号で公布された条例のあらまし

◇政治倫理の確立のための熊本県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

- 1 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律が一部改正されたことに伴い、県議会議員が提出する資産等報告書に掲げる事項の中から「郵便貯金」及び「金銭信託」を削り、「証券取引法」を「金融商品取引法」に改めることとした。(第 2 条関係)
- 2 この条例は、「郵便貯金」を削る改正規定は平成 19 年 10 月 1 日から施行し、「金銭信託」を削る改正規定及び「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める改正規定は証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。(附則第 1 項関係)
- 3 改正後の資産等報告書において、旧郵便貯金等は預金とみなす経過措置を定めることとした。(附則第 2 項関係)

条 例

政治倫理の確立のための熊本県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 19 年 6 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 51 号

政治倫理の確立のための熊本県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための熊本県議会議員の資産等の公開に関する条例(平成 7 年熊本県条例第 75 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 4 号中「、貯金(普通貯金を除く。)及び郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)」を「及び貯金(普通貯金を除く。)」に、「、貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、同項第 5 号を削り、同項第 6 号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 7 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第 2 条第 1 項第 4 号の改正規定 平成 19 年 10 月 1 日
 - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 証券取引法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 65 号)の施行の日
- 2 改正後の第 2 条第 1 項第 4 号の規定の適用については、平成 19 年 10 月 1 日前に有していた郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)及び旧郵便貯金(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 102 号)附則第 3 条第 10 号に規定する旧郵便貯金をいい、通常郵便貯金を除く。)は、預金とみなす。

